

渋川学区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「渋川学区まちづくり協議会」(以下「協議会」と称する)。

(目的)

第2条 協議会は、地域住民が主体となって地域共通の願いの実現ならびに課題の解決やまちづくりの構想・計画の策定などの、人々が住み続けたいと願うまちづくりのための諸事業を行い、豊かで住みよい地域づくりを推進していくことを目的とする。

(区域)

第3条 協議会の区域は、渋川小学校区とする。

(会員)

第4条 協議会の会員は、次に掲げる者とする。

- (1) 渋川学区内の居住者
- (2) 渋川学区内の団体、事業者等
- (3) 渋川学区内の個人および団体
- (4) その他協議会が必要と認めた者

(事業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 渋川学区協働のまちづくり構想およびその計画に定められたまちづくりに関すること。
- (2) 協議会が実施する事業および行事に関すること。
- (3) 会員の実施する事業間における調整および連携に関すること。
- (4) 行政(国、県、市等をいう。以下同じ。)が策定する構想、計画等に対する提言および要望に関すること。
- (5) 行政が実施する事業との連携、提言および要望に関すること。
- (6) 地域課題の掌握、地域の情報の発信・共有化および地域住民への啓発に関すること。
- (7) その他協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第6条 協議会の運営にあたり次の組織を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(3) 部会

(総会)

第7条 総会は、協議会の最高議決機関であり、理事会の提案を受け次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画および予算の決定に関する事項
- (2) 事業報告および決算の承認に関する事項
- (3) 役員の承認に関する事項
- (4) 部会等設置の承認に関する事項
- (5) 規約の制定および改廃の承認に関する事項
- (6) その他、協議会に関する基本事項および重要事項の決定に関する事項

(理事会)

第8条 理事会は、協議会の運営機関であり、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 部会間の事業の調整に関する事項
- (4) 行政と協議すべき案件に関する事項
- (5) その他、会長が審議を必要と認める事項

(部会)

第9条 部会は、次に掲げる事項を立案し、実行する。

- (1) 部会の事業の計画および報告ならびに運営に関すること。
- (2) 部会の事業の企画および実施に関すること。

第3章 評議員および理事

(評議員の選出)

第10条 評議員は、別表に掲げる各町内会から選出された4名、および各種団体から選出された1名とする。ただし、複数の部会に所属する各種団体については、各1名とする。

2 評議員は、88名以内で組織する。

(評議員の職務)

第11条 評議員は、部会の部会員として各部会に所属し協議会の活動に積極的に参画する。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会の体制)

第13条 部会は、次に掲げる部会員で構成する。

- (1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

(3) 部員 若干名

2 部会長は、部会員より選出する。

3 副部会長は、部会長が指名する。

(部会員の職務)

第14条 部会員の職務は次に掲げるとおりとする。

(1) 部会長は、部会を代表し、部会を総括する。

(2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 部員は、会務の運営にあたる。

(理事の選出)

第15条 理事は、評議員より各町内会から1名、各部会から2名を選出する。

2 理事は、24名以内で組織する。

3 理事は、総会の承認を得るものとする。

(理事の職務)

第16条 理事は、協議会の運営および活動に積極的に参画する。

(理事の任期)

第17条 理事の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 役員

(役員の選任)

第18条 協議会に次の役員を置く。会長、副会長、会計は、理事から選任する。

ただし、監事は、評議員から選任する。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 会計 1名

(4) 監事 2名

2 役員は、総会の承認を得るものとする。

3 顧問は、理事会の承認を得て会長が任命し、協議会の運営及び活動に伴う助言を行う。

(役員の職務)

第19条 役員の職務は次のとおりとする。

(1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 会計は、協議会の活動に伴う経理事務を担当する。

(4) 監事は、協議会の会計監査事務を担当する。

(役員の任期)

第20条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 棟欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会議

(会議)

第21条 会議は、総会、理事会および部会とし、総会は定期総会および臨時総会とする。

(招集)

第22条 会議は、部会を除き、会長が招集する。

2 部会は、部会長が招集する。

(開催等)

第23条 総会は、評議員で構成し、年1回定期総会を開催するほか評議員の3分の1以上の請求があった場合、または会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開催しなければならない。

2 総会の議長は、出席した評議員の中から選出する。

3 理事会は、理事で構成し、必要に応じて隨時開催するほか、理事の過半数の請求があった場合は、開催しなければならない。ただし、監事を除く。また、顧問は助言するため出席することができる。

4 理事会の議長は、会長が充たる。

5 部会は、部会員で構成し、必要に応じて隨時開催する。また、部会の進行は、部会長が務める。

(総会および理事会の定足数)

第24条 総会および理事会は、構成員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数により決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

2 総会に出席できない構成員は、委任状をもって権限の行使を議長に委任することができる。

(総会および理事会の議事録)

第25条 総会、理事会、および部会の議事については、次の事項を記載し議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 出席者数
- (3) 審議事項および決議事項
- (4) 議事の経過概要

第6章 事務局

(事務局体制)

- 第26条 協議会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。
- 2 事務局に、事務局長、事務局次長および事務局員若干名を置く。
- 3 事務局長、事務局次長および事務局員は、会長が委嘱する。
- 4 事務局職員の職務を次に定める。
- (1) 会の運営に関すること。
 - (2) 広報全般に関すること。
 - (3) 市との連絡調整に関すること。
 - (4) 構成団体との連絡調整に関すること。
 - (5) その他、会長が必要と認めること。

(事務所)

第27条 協議会の事務所は、渋川市民センター内に置く。

第7章 会計

(会計年度)

- 第28条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 協議会の経費は、予算の範囲内において執行する。ただし、予算の変更および科目を超えて執行するときは、理事会の承認を得るものとする。

(経費)

第29条 協議会の経費は、会費、交付金、補助金およびその他の収入により運営する。

第8章 会計監査

(監査および報告)

第30条 監事は、会計年度終了後に監査を行い、翌年度の総会に報告するものとする。

第9章 その他

(雑則)

- 第31条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、理事会で協議し定めるものとする。
- 2 協議会の運営および業務の執行について、細則を定める。

付則

この規約は、平成24年12月2日から施行する。

付則

この規約は、平成25年5月19日から施行する。

付則

この規約は、平成26年4月20日から施行する。

付則

この規約は、平成27年5月17日から施行する。

<第10条に定める別表>

団体名	団体名
渋川南町内会	渋川学区民生委員児童委員協議会
渋川南二町内会	草津市健康推進員連絡協議会渋川学区
渋川南三町内会	赤十字奉仕団草津第二分団
渋川中町町内会	草津市母子福祉のぞみ会
渋川中町第二町内会	わんぱくプラザ渋川っ子実行委員会
北町第一町内会	子ども安全リーダー
北町第二町内会	草津市少年補導委員会渋川学区
北町第三町内会	草津支部保護司会
北町第四町内会	渋川小学校PTA
北町第五町内会	草津中学校PTA
中出第一町内会	渋川地区財産区管理会
中出第二町内会	渋川農業生産組合
中出第三町内会	渋川花踊り保存会
中出第四町内会	渋川村おこし実行委員会
中出第五町内会	渋川商店街
渋川学区社会福祉協議会	草津市立障害者福祉センター
渋川スポーツ振興会	渋川小学校
渋川学区老人クラブ連合会	渋川消防団
渋川学区更生保護女性会	

渋川学区まちづくり協議会細則

(目的)

第1条 この細則は、渋川学区まちづくり協議会の運営および業務の執行について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 規約第6条第1項第3号にいう部会として、次の部会を置く。

- (1) 地域安全コミュニティ部会
- (2) 健康福祉部会
- (3) 子ども育成部会
- (4) 教育文化スポーツ部会

2 前項に定める部会のほか、必要に応じて委員会を設置する。なお、当該委員会の設置は、総会の承認を得るものとする。

(部会の運営)

第3条 部会長は、担当事業の企画立案において、他の部会員等の協力が必要な場合は、当該部会長の承認を得て、その者を招集することができる。

2 規約第13条の規定に関わらず、各部会の部会長は、所管する事業の円滑な実施を図る必要があると認められる場合は、会長の推薦を受け、理事会の承認を得たものを、協力員として参画させることができる。

(評議員の選出)

第4条 規約第10条第1項にいう各町内会からの選出については、4名のうち1名は町内会長を選出する。

(理事の選出)

第5条 規約第15条第1項にいう各町内会からの選出については、町内会長を選出する。

(細則の改正)

第6条 この細則の改正は、理事会の議決をもって行うことができる。

付則

この細則は、平成24年12月2日から施行する。

付則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成25年6月1日から施行する。

(部会長が選出されていない場合の特例)

第2条 第3条第2項の規定に関わらず、部会長が選出されていない場合にあっては、会長が直接推薦し、理事会の承認を得た者を、協力員として参画させることができる。

付則

この細則は、平成26年4月8日から施行する。